

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 3月18日

京都市長 門川大作

京都市規則第157号

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「1,650」を「1,690」に、「450」を「460」に、「800」を「820」に、「2,000」を「2,050」に改め、同表音響設備の項中

「

1,750
3,500

」を「

1,800
3,600

」に、

レコードプレーヤー	1台	1,750
テープレコーダー		1,750
カセットテープデッキ		800
C D プレーヤー		800
デジタルオーディオテープデッキ		800
舞台音響セット	一式	4,000
音楽スタジオ音響Aセット		4,000
音楽スタジオ音響Bセット		1,300

を

レコードプレーヤー	1台	1,800
カセットテープデッキ		820
C D プレーヤー		820
M D プレーヤー		820
D V D プレーヤー		820
デジタルオーディオテープデッキ		820
舞台音響セット	一式	4,110
会議室音響セット		2,820
音楽スタジオ音響Aセット		4,110
音楽スタジオ音響Bセット		1,330

に

「

2,500
1,600
1,500

」を「

2,570
1,640
1,540

」に改め、同

表照明設備の項を次のように改める。

照 明 設 備	ス ポ ッ ト ラ イ ト	1キロワット	1	台	550
		500ワット			410
	ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト		1	列	2,820
	エ リ ス ポ ッ ト ラ イ ト				730
	シ ー リ ン グ ス ポ ッ ト ラ イ ト				1,470
	ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト		1	式	1,470
	照 明 セ ッ ト				6,780

別表ピアノの項中「6,000」を「6,170」に改め、同表シャワー設備の項中「1,300」を「1,330」に改め、同表茶道具の項中「3,350」を「3,440」に改め、同表備考2中「100円」を「10円」に改め、同備考3中「舞台音響セット」の右に「, 会議室音響セット」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(都市計画局都市企画部都市総務課)